

クラブ・サークル活動の取り扱いについて

- ・毎月の課外活動届と共に、活動内容の詳細と感染症対策を記載された別紙を提出し、大学がその内容を妥当と判断し、活動を認めた場合のみ許可します。
- ・オンライン上で活動が可能なものに関しては 課外活動届を提出のうえ、許可します。

(別紙に記載を求める内容)

- ・活動日時、活動場所
- ・参加学生の記録(例:出欠確認、検温等)
- ・3つの密(密閉・密集・密接)を避ける為の仕組み・配慮
- ・所属団体の競技、活動内容に準じた対策内容

学外の個人・団体への施設等貸し出しは、感染拡大防止の観点から後期授業期間中も原則として中止します。